

議会基本条例策定特別委員会（第16回検討事項）会派検討内容

資料 2

検討事項	第16回検討事項	
	パブリック・コメントの実施について	市民報告会の実施について
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等
真政会	(今回の意見) ・パブリック・コメントの実施（案）について原案で異議なし	(今回の意見) ・開催回数については、全1回（ただし、昼、夜と2回開催も了） ・市民報告会の市民からの意見等の聴取は「議会基本条例（素案）のみとすること
みらい福島	(今回の意見) ・パブリック・コメントの実施方法、実施要項（案）について原案で異議なし	(今回の意見) ・市民報告会の実施（案）について原案で異議なし ・開催日の日時及び場所については、中央及び4支所（飯坂、松川、信夫、吾妻）にて全1回とし同時開催 ・市民報告会の実施要項（案）については、中央及び4支所（飯坂、松川、信夫、吾妻）にて全1回とし同時開催
市民21	(今回の意見) ・パブリック・コメントの実施方法、実施要項（案）について原案で異議なし	(今回の意見) ・開催回数については、全1回
公明党	(今回の意見) ・パブリック・コメントの実施方法、実施要項（案）について原案で異議なし	(今回の意見) ・開催回数については、全1回
日本共産党	(今回の意見) ・実施目的、期間について特に異議なし ・可能ならば、公表する資料として、なぜ、条例制定なのか これまでの経過が分かる資料も添付されていればより理解が進むのではないのでしょうか	(今回の意見) ・開催時期 少なくとも平日の夜と、日曜日の日中の2回開催 ・なぜ条例制定に至ったのか、これまでにどんな議論を経て、この条例の素案となったか、について簡単な説明があつてしかるべきではないか
社民党・護憲連合	(今回の意見) ・原案で異議なし	(今回の意見) ・開催回数については、全1回 ・報告会の内容検討については、特別委員会で議論するとともに、各会派の要望及び意見を次回までに持ち寄り議論し、早急に判断すべきではないかと、提案します。